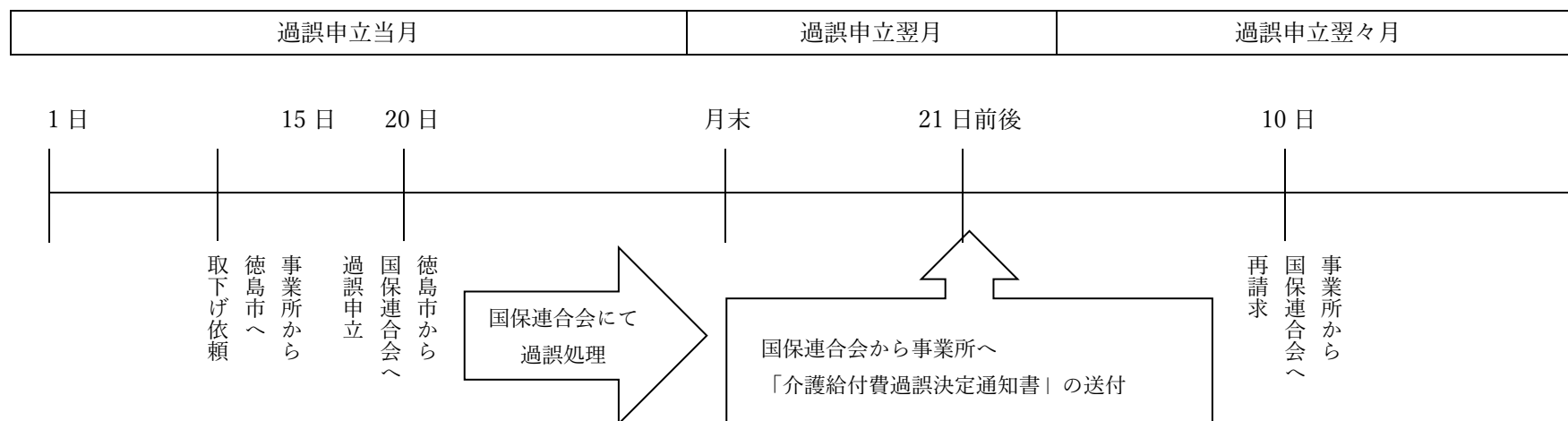
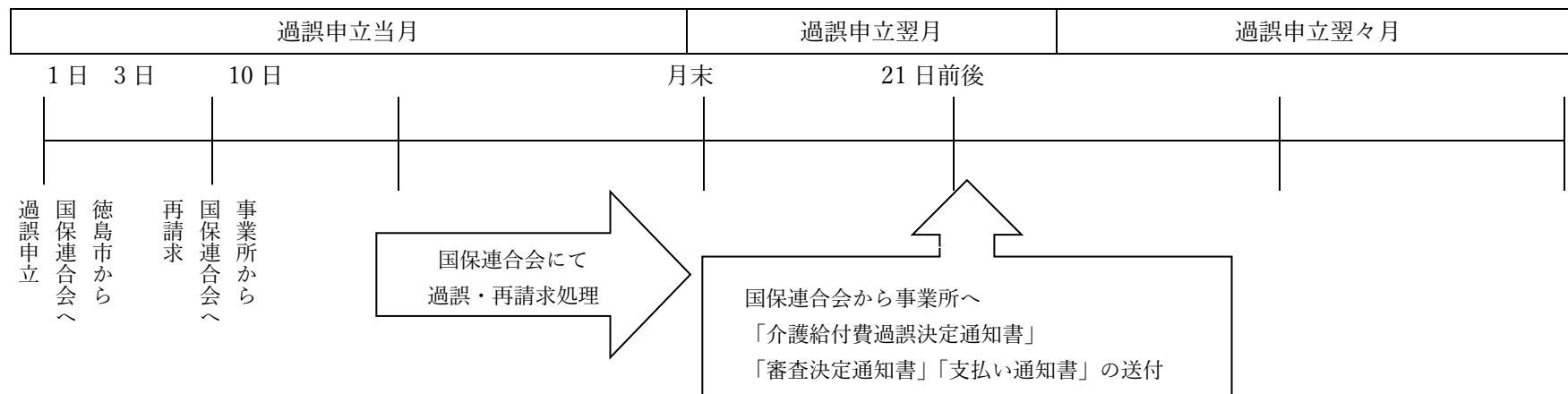


事業所の取下げ（過誤）依頼から国保連合会への再請求まで

■通常過誤の場合



■同月過誤の場合



① 通常過誤の場合の「徳島市への過誤申立の締切日：15日」「国保連合会からの介護給付費過誤決定通知書：翌月21日」「国保連合会への請求締切日：翌々月10日」、同月過誤の場合の「徳島市への過誤申立の締切日：月末」「国保連合会への請求締切日：10日」「国保連合会からの介護給付費過誤決定通知書；21日」は基準日ですので月によって前後します。

② 通常過誤を実施した場合、再請求する際は必ず前月の「介護給付費過誤決定通知書」で取下げが完了したことを確認して下さい。過誤が決定されないうちに再請求されると ANN 4 エラー（既に該当する介護給付費給付実績が存在しています）になり返戻となります。